

障企発 0205 第 1 号
こ 支 障 第 22 号
令和 7 年 2 月 5 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
（公 印 省 略）

障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しに関する周知について

障害福祉施策の推進については、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件」（令和 7 年こども家庭庁告示第 1 号、厚生労働省告示第 1 号）が告示されました（別紙参照）。これにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病が新たに 7 疾病追加され、告示される疾病が 369 疾病から 376 疾病へと見直しが行われ、令和 7 年 4 月 1 日より適用されることとなります。

つきましては、別添のとおり周知用のリーフレットを作成しましたので、貴自治体の広報誌、障害者向けのしおり、ホームページ等を活用した周知において適宜ご活用いただき、制度の適切な運用及び周知についてご協力をお願いするとともに、都道府県におかれては貴管内の市町村に対して周知の依頼をお願いいたします。

また、障害福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となります。

そのため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 69 号）に基づく特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者御本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、担当部局と連携を図られるようお願いいたします。

なお、管内医療機関に対しての周知につきましては、参考資料のとおり各都道府県、指定都市、特別区の衛生主管部（局）宛に別途依頼を行っておりますので、ご承知おきください。

障企発 0205 第 2 号
こ 支 障 第 23 号
令和 7 年 2 月 5 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
（ 公 印 省 略 ）

障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しに関する周知について

障害福祉施策の推進については、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件」（令和 7 年こども家庭庁告示第 1 号、厚生労働省告示第 1 号）が告示されました（別紙参照）。これにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病が新たに 7 疾病追加され、告示される疾病が 369 疾病から 376 疾病へと見直しが行われ、令和 7 年 4 月 1 日より適用されることとなります。

つきましては、別添のとおり周知用のリーフレットを作成しましたので、適宜ご活用いただき、管内の医療機関等に対し今回の改正の周知方お願い申し上げます。

また、その際、事務手続を円滑に進め、難病患者等に必要なサービスを速やかに受けていただく観点から、障害福祉サービス等の申請に必要な診断書や障害支援区分の認定に必要な医師意見書等の作成に当たっては、別添リーフレットにある対象疾病一覧の疾病名を記載することについて御配慮いただけますよう、併せて、周知方お願い申し上げます。

なお、障害福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となります。

そのため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 69 号）に基づく特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者ご本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

〇こども家庭庁告示第一号
厚生労働省告示第一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年一月二十四日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。 一 四十（略） 四十一 LMNB1関連大脳白質脳症 四十二 九十七（略） 九十八 原発性肝外門脈閉塞症 九十九 百二十一（略） 百二十二 極長鎖アシルCoA脱水素酵 素欠損症 百二十三 百五十七（略） 百五十八 出血性線溶異常症 百五十九 百六十（略） （削る） 百六十一 百七十二（略） 百七十三 睡眠時 ^{きよく} 棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 百七十四 二百四十六（略） （削る） 二百四十七 二百五十九（略） 二百六十 乳児発症STING関連血管炎 二百六十一 二百八十二（略） 二百八十三 PURA関連神経発達異常症 二百八十四 三百四十七（略） 三百四十八 免疫性血小板減少症 三百四十九 三百七十三（略） 三百七十四 ロウ症候群 三百七十五 三百七十六（略）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。 一 四十（略） （新設） 四十一 九十六（略） （新設） 九十七 百十九（略） （新設） 百二十 百五十四（略） （新設） 百五十五 百五十六（略） 百五十七 徐波睡眠期持続性棘 ^{きよく} 徐波を示すてんかん性脳症 百五十八 百六十九（略） （新設） 百七十 二百四十二（略） 二百四十三 特発性血小板減少性紫斑病 二百四十四 二百五十六（略） （新設） 二百五十七 二百七十八（略） （新設） 二百七十九 三百四十二（略） （新設） 三百四十三 三百六十七（略） （新設） 三百六十八 三百六十九（略）